

浜松市における地域冷暖房施設の整備の促進に関する基本方針

(目的)

第1条 この方針は、地域冷暖房施設の整備その他の措置を講ずることにより、環境負荷の軽減、省エネルギーの推進、都市の防災化、都市景観の向上等を推進し、もって市民生活の向上と都市の健全なる発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域冷暖房施設 一定の地域において冷房、暖房、給湯等を行うために、熱発生所施設から熱需要者まで導管を用いて複数の建築物に供給熱媒体を供給する施設の総体をいう。
- (2) 熱発生所施設 熱供給媒体を製造するために設置されるボイラー、ヒートポンプ、冷凍機、熱交換器等の設備及びこれらに付随する配管をいう。
- (3) 導管 熱供給媒体を輸送するための管及びその付属機器であって、熱発生所施設内に設置される配管以外のものをいう。
- (4) 熱供給媒体 熱発生所施設において冷却又は加熱され、熱需要者に供給される冷水、温水、蒸気及びヒートポンプ用熱源水をいう。
- (5) 未利用エネルギー等 ごみ焼却場、工場、変電所等の廃熱、及び下水、河川水、海水その他地域冷暖房施設の熱源としての有効利用が可能なエネルギーやコージェネレーションシステムをいう。
- (6) 容積率 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第2項第2号イの規定により定められた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、地域冷暖房施設の整備の促進に関する調査・研究、意識高揚その他の必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、大規模な開発又は建築(以下「開発等」という。)を行おうとする市民・企業及び事業者(以下「特定開発事業者」という。)に対し、事業を実施するに当たってエネルギーの合理的かつ効率的な利用を図るため、地域冷暖房施設の整備が適切に講じられるよう必要な指導・助言又は協議を行うとともに、情報の提供に努めるものとする。

(特定開発事業者の責務)

第4条 特定開発事業者は、地域冷暖房施設が都市活動及び市民生活にもたらす効果を理解し、事業を実施するに当たっては、地域冷暖房施設の整備が図られるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、地域冷暖房施設が都市活動及び市民生活にもたらす効果を理解し、地域冷暖房施設の整備の促進のため、市が行う施策及び特定開発事業者が行う事業に協力するものとする。

(地域冷暖房促進地区の指定)

第6条 市長は、開発等が行われ又は行われる見込みがある地区のうち、次の各号に定める地区を地域冷暖房促進地区に指定する。

- (1) 都市計画道路植松伊左地線、都市計画道路浜北東若林線、都市計画道路掛塚雄踏線、都市計画道路早出寺島線にて囲まれた地区
 - (2) 容積率が10分の40以上の地区
- 2 市長は、その他必要に応じて地域冷暖房促進地区を指定することができる。

(検討と協議)

第7条 地域冷暖房促進地区内において延べ面積が30,000平方メートル以上の建築物を建築しようとする特定開発事業者は、地域冷暖房施設に関する検討計画(以下「検討計画」という。)を作成し、市長と協議するものとする。

- 2 検討計画では、次の各号に掲げる事項について検討するものとする。
- (1) 熱供給区域、供給開始時期、熱負荷の予測値及び未利用エネルギーの活用方策
 - (2) 地域冷暖房施設の概要(熱源の種類、供給熱媒体の種類、熱発生所施設の位置、施設面積及び供給能力、導管の位置及び区域、熱料金の概算値等)
 - (3) 環境への効果、省エネルギー効果等の予測
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 3 市長は、検討計画の内容について当該特定開発事業者と協議し、地域冷暖房施設の整備が妥当であり、当該計画が適切であると認められた場合、当該特定開発事業に対しその旨通知するものとする。

(地域冷暖房事業予定者の選定)

第8条 特定開発事業者が検討計画を作成するに当たっては、当該建築物に係る地域冷暖房施設の整備を行おうとする者(以下「地域冷暖房事業予定者」という。)を選定し、市長へ検討の着手を届け出るものとする。また、地域冷暖房事業予定者を変更した場合も同様とする。

- 2 地域冷暖房事業予定者は、特定開発事業者が行う検討と協議に協力するものとする。

(説明会の開催)

第9条 検討計画の作成において、特定開発事業者及び地域冷暖房事業予定者は、相互に協力して、予定される熱供給区域内の建築物の所有者等の関係者に対し、説明会の開催等地

域冷暖房施設の整備についての理解と加入の協力を得るために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の説明会の開催について協力するものとする。

(整備計画の作成)

第10条 第7条第3項の通知を受領した特定開発事業者及び地域冷暖房事業予定者は、地域冷暖房施設の整備に関する計画(以下「整備計画」という。)を作成し、届け出るものとする。

2 整備計画には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 地域冷暖房施設の名称及び位置
- (2) 地域冷暖房事業予定者の氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)
- (3) 熱供給区域及び熱負荷の予測値
- (4) 地域冷暖房施設の概要(熱源の種類、供給熱媒体の種類、熱発生所施設の設計概要、導管の設計概要、熱料金の概算値等)
- (5) 環境への効果、省エネルギー効果等の予測結果
- (6) 事業スケジュール及び資金計画の概要
- (7) 整備計画の周知方法

3 整備計画の作成に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 環境負荷の軽減、省エネルギーの推進、都市の防災化、都市景観の向上等に配慮されていること。
- (2) 都市基盤施設として熱供給区域、導管の位置、熱発生所施設の位置等がまちづくりのうえから計画的に配置されていること。
- (3) 当該熱供給区域に近接して地域冷暖房施設が立地し、相互に熱供給媒体を融通することが望ましいと考えられる場合においては、地域冷暖房施設の相互間を導管で接続できるように計画すること。
- (4) 予定される熱供給区域内の建築物の所有者等の関係者の意見に配慮すること。

(周知措置等)

第11条 市は、必要に応じて当該地域冷暖房施設に係る都市計画決定の手続きを行うものとする。

2 前条第1項の届出をした者は、速やかに当該整備計画を関係者に周知するとともに、これに基づく事業の推進に努めるものとする。

3 地域冷暖房事業予定者は、当該整備計画に係る地域冷暖房事業に関し、熱供給事業法(昭和47年法律第88号)第3条の経済産業大臣の許可を受けたときは、速やかに市長に報告するものとする。

(加入協力義務)

第12条 第9条の説明会において加入の協力を依頼された延べ面積3,000平方メートル

ル以上の建築物の所有者等は、当該地域冷暖房施設に加入するように努めるものとする。

- 2 すでに冷暖房施設を設置している者で直ちに当該地域冷暖房施設に加入できない場合においては、設備更新時に加入するように努めるものとする。

(未利用エネルギー等の活用)

第13条 特定開発事業者及び地域冷暖房事業予定者は、検討計画及び整備計画の作成に当たっては、未利用エネルギー等の積極的活用を努めるものとする。

- 2 未利用エネルギーの所有者等は、特定開発事業者又は地域冷暖房事業予定者から未利用エネルギーを利用したい旨の申し出があったときは、その協議に応ずるとともに、その利用に可能な限り協力するものとする。

(助成)

第14条 市長は、地域冷暖房施設の整備の促進を図るため、必要な助成の措置を講ずることが出来るものとする。

- 2 前項の措置に関しては、別に市長が定めるものとする。

(実施状況の報告)

第15条 この方針に基づいて整備された地域冷暖房施設において地域冷暖房事業を行っている事業者(以下「地域冷暖房事業者」という。)は、毎年1回、地域冷暖房事業の実施状況を市長に報告することとする。

(実施細目)

第16条 この方針の施行に関し必要な事項は、別に市長が定めるものとする。

附則

この方針は、平成9年12月18日から施行する。

附則

この細目は、平成16年9月1日から施行する。

附則

この細目は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この細目は、平成28年3月24日から施行する。